

2024年12月27日

日 本 銀 行

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める
信託の受託者の選定に関する細目」の一部改正について

日本銀行は、本行が保有する指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口にかかる受託者の選定を適切に行う観点から、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目」（平成29年1月31日決定）を別紙. のとおり一部改正することとしましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

金融市場局市場調節課（03-3277-1272）

別紙.

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目」 中一部改正

○ 3. (1) を横線のとおり改める。

(1) 受託者は、2. (1) の公募に応じた者であって、次に掲げる要件を満たす者に限る。

イ、
ロ、

} 略（不変）

ハ、信用力に関する次の要件を満たすこと

(イ) 自己資本の充実

a. 略（不変）

b. 法令により資本バッファ規制または、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たすこと。ただし、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、本要件を満たすものとみなす。

以下略（不変）

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 受託者の遵守事項

受託者の公募に際しては、次に掲げる受託者としての遵守事項を明示するものとする。

(1)
(2)

} 略（不変）

- (3) ~~買入対象である~~本行が保有する指数連動型上場投資信託受益権にかかる投資信託委託会社における最新の「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>の受入れおよび実施の状況を報告すること

(附則)

この一部改正は、2024年12月27日から実施する。ただし、この一部改正前の本細目に基づき、現に受託者として選定されている先にかかる取扱いについては、なお従前の例による。